

指針の目的

- 学校教育の一環として行われる部活動の適切な運営や指導について示すことにより、生徒の生涯にわたる豊かなスポーツライフや文化芸術等の活動に親しむ能力や基礎を育むことに資するものである。

指針改訂の経緯

- これまで多くの中学校等の生徒のスポーツや文化芸術に親しむ機会は、学校が部活動を設置運営する形で確保されてきた。しかし、少子化や学校の働き方改革が進む中で、現行の学校単位で活動し、指導は教員が担うという部活動の継続は困難であり、今後、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。
- 国や県の方針として、学校の部活動に代わり、地域においてスポーツ・文化芸術にふれる機会を将来にわたり確保・充実できるよう、新たな環境を構築していく方向が示されている。
- 将来的な部活動地域展開を見据え、学校が活動時間等の見直しや地域への移行を段階的に進めることで、小郡市の教育環境に合った「持続可能な部活動」の在り方をめざし、指針の一部を改訂する。

1 部活動の適切な運営

(1) 部活動の方針の策定等

- ・各学校の方針の策定と年間計画等の作成及び公表

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・部活動の設置数や部活動指導員の活用、顧問配置及び顧問等への研修、適切な勤務時間の管理等

(3) バランスのとれた部活動の運営

- ・地域クラブ活動と連携した、適切な休養日及び活動時間等の設定及び休養日及び活動時間等の公表、参加大会等の精査

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、週当たり3日以上の日（平日1日以上、週末1日以上）を設定する。
ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせを工夫し、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週3日以上の日が設けられるのであれば、平日の活動を週2日以内に抑えつつ休日に2日連続して活動を行うなど、柔軟な対応も可能とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日を含む10日間の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、夏季休業中においては熱中症予防対策のため、10:00～15:30の間は活動休止とする。
- 朝練については、基本的には3月1日（最終下校時刻18:00）から5月31日（最終下校時刻18:30）の期間は中止とする。ただし、ブロック陸上競技大会出場希望者については、5月から朝練習を認めるものとする。

(4) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・体罰・暴言等禁止の徹底、適切な人間関係の形成、生徒の意見を反映した指導等
- ・生徒の発達段階等に応じた無理のない練習及び配慮を要する生徒への指導の在り方
- ・運動及び文化部活動用指導手引の活用
- ・医・科学の見地から、医療機関等の外部の専門家を招聘した研修の実施
- ・専門的な知識をもつ指導者による指導

(5) 生徒の健康・安全確保

- ・危機管理マニュアルの作成、熱中症対策等、安全確保、事故の未然防止及び事故への対応
- ・施設設備等の安全点検、活動場所の安全配慮及び大会等への引率

(6) 大会・コンクールへの参加

- ・参加する大会・コンクールの精査（生徒及び指導者の負担軽減）
- ・校長による、適切な休養日及び活動時間等の服務監督

2 部活動の適正化

(1) 各種会議の開催と研修会への参加

- ・職員会議、顧問会議、キャプテン会議、保護者会議等の実施
- ・指導力およびモラル向上のための研修

(2) 開かれた部活動

- ・部活動指導員及び外部指導者の活用、体験入部期間等の設定、部活動参観日等の設定
- ・生徒のスポーツ及び芸術文化に係る活動参加の促進
- ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

3 部活動改革及び「地域クラブ活動」

国や県が新たに示す「改革実行期間」（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）の取組を受け、本市でもこの動きに対応できるように検討を進める。

(1) 改革の理念

- ・将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- ・全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境の整備
- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で支えるという新たな価値の創出

(2) 改革の見通し

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12～13年度
改革実行期間 前期			改革実行期間 後期	
休日拠点校方式 合同部活動	休日地域クラブ活動		平日地域クラブ活動	
①休日合同部活動完全実施 ・課題整理 ②人材バンク作成 ③指導者研修会体制づくり ④認定地域クラブ制度準備 ⑤種目別コーディネーター配置	⑥休日地域クラブ移行完了 ・課題修正	⑦休日地域クラブ完全実施 ・随時課題再検討	⑧平日地域クラブ活動説明 ⑨平日地域クラブ活動体制づくり	⑩平日地域クラブ随時移行 ・休日と平日の地域クラブ活動一元化
	* 平日地域展開の在り方について検討・協議		→	
	随時 休日地域クラブ	全て 休日地域クラブ	随時 平日地域クラブ	

※なお、改革の見通しについては、現時点の案であり、今後の取組状況等により変更となる可能性がある。

①【令和7～8年度】新しい合同部活動（休日拠点校方式）の展開

- ・拠点校の設定
- ・生徒の活動体制、指導者の指導体制整備
- ・種目別コーディネーターの配置

（野球、サッカー、ソフトボール、剣道、バスケットボール男・女、バレーボール男・女、卓球男・女、ソフトテニス男・女）

②【令和9～10年度】休日の地域クラブ活動展開

- ・休日地域クラブ認定制度の導入（認定要件の整理・手続等）
- ・兼職兼業教職員を含む指導者登録制度の構築（研修体制、登録要件・手続等、不適切行為への対応等）
- ・人材バンクの作成
- ・事務局の設置、公費及び受益者負担による運営体制づくり

③【令和11～13年度】休日の地域クラブ活動完全実施及び平日の地域クラブ活動展開準備

- ・休日と平日の地域クラブ活動の一元化
- ・平日の文化・芸術活動の受け皿づくり

※ この指針は、部活動改革を円滑に推進するために令和9年4月1日より施行する。